

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年10月19日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区条例第39号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号）
の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「4,000円」を「5,800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項の規定は、令和9年4月以後の月分の利用料について適用し、同年3月以前の月分の利用料については、なお従前の例による。